

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

手足のしびれにより寝たきりの生活を余儀なくされている成人の日本国民であるXは、自宅で特殊な大型機器の助けを借り、視線を動かすことによりパソコンの代表的なビジネスソフト（ワード、エクセル等）を自由に操ることが出来る技能を身につけている。通信制の大学法学部を卒業したXは、自分の技能を生かして経済的な自立を図るとともに、障害者の声の行政への反映にもつながると考え、居住するY県の地方公務員として（法務や経理などの在宅勤務であれ、障害者施設の職員などとしてあれ）活躍したいと希望するに至った。そこでXがY県人事課に、障害のある者に対しては、機器を別室に持ち込むとか在宅とかの「特例受験」を認められないか問い合わせたところ、以下のような回答であった。

県人事委員会が地方公務員法8条1項6号、ならびに同様の内容の条文を含む「県職員任用条例」の授権により作成した「職員採用実施要綱」（「要綱」）には、「（1）職員採用試験は競争試験によることとし、その方法としては筆記試験によるものとする。」、「（2）筆記試験は受験者全員に対し、あらかじめ定めた同一の場所で同一条件の下で実施する。」、などの条項があり、Xさんにも本人が希望するような「特例受験」は認められない。

（1）XはY県に対して、Xが特例での受験資格を有することの確認訴訟を提起し、本件「要綱」（法規範性を有する）はXのような障害者が職員採用試験を受験すること自体を不可能とするから違憲であると主張したい。どのような違憲論を主張すればよいか。（30点）

（2）Xは、地方公務員法が障害者の特例受験を明文で認めていないことが、自分の公務就任の機会が奪われていることの根本的原因であると考え、国に国賠訴訟を提起した。憲法論としては、どのような点が問題となるか。（20点）

（参考）地方公務員法

13条（平等取扱の原則）すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、・・・差別されなければならない。

20条（競争試験の目的及び方法）競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行うものとする。